

第2章 各 論

第1節 その人らしく暮らすための支援体制の充実

I 生活支援

1 相談支援体制の整備

現状と課題

- 本市では、障がいのある人に対する相談・情報提供・生活支援等のため、旭川市障害者福祉センターおびつた内に、旭川市障害者総合相談支援センターあそーとを設置しています。おびつた内には、かみかわ相談支援センターねっと、発達障害者支援道北地域センターきたのまち及び上川中南部就業・生活支援センターきたのまちが設置されているほか、小児慢性特定疾病相談室を設置しており、障がいに係る相談機関が集積しています。

このほか、行政の相談機関としては、旭川市、旭川市教育委員会、北海道旭川児童相談所、旭川公共職業安定所等があります。また、地域においては、民生委員・児童委員がいます。

- 個々のケースの相談に的確に対応し、悩みや不安を解消し、問題を解決していくために、機関の専門性を高め、いつでも、どこでも、安心して利用できる体制を整備することが必要になっています。
- 障害者総合支援法に基づいて設置する協議会として、「旭川市自立支援協議会」（以下「自立支援協議会」という。）を平成21年2月に設置しました。自立支援協議会では、相談支援専門員が中心となって、本市における地域の課題を吸い上げ、解決していく仕組みとして、毎月定例で会議を開催しているほか、専門部会を設置して地域の課題解決に取り組んでいます。

施策の方向

障がいのある人やその家族の相談に応じ、不安解消や問題解決のため相談支援体制の充実に努めます。また、障がいのある人等が利用しやすい相談支援体制の在り方について検討します。

具体的施策

(1) 各相談支援機関の連携強化

自立支援協議会を中心として、各相談支援機関相互の連携及び関係機関との連携を密接にし、障がいのある人一人一人への連続した支援ができるよう相談体制を強化します。

(2) 旭川市障害者総合相談支援センターの在り方の検討

旭川市障害者総合相談支援センターの在り方について、自立支援協議会などの関係機関と検討します。

2 サービスの質の向上

現状と課題

- 障害者自立支援法の施行後、本市では、障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る事業費が常に伸びを示しており、本市における障害福祉サービスの提供体制が拡大してきています。

しかし、重度の障がいのある人が利用できる事業所が限られるなどの課題があります。

- 相談支援専門員が不足しており、全てのサービス利用者にサービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する体制を構築するまでには至っていません。

施策の方向

重度の障がいのある人が利用できるサービスなど、ニーズに対応できていないサービスの改善を図ります。

具体的施策

(1) 不足しているサービスの改善（新）

医療的ケア・行動障がい等、専門的な対応を必要とする重度の障がいのある人が利用できるサービスを改善するほか、介護者の虐待が見受けられる時あるいは介護者の急病時に利用できる短期入所先の確保に努めます。

また、指定特定相談支援事業者の拡大を図り、サービス利用者に計画相談を提供できる体制の構築を目指します。

(2) 地域生活支援拠点の整備（新）

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人や障がいのある子どもの地域生活支援を推進するため、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。

3 障がい特性に配慮した支援

現状と課題

- 平成 24 年に改正された障害者基本法では、障がい者が受ける制限は機能障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとするいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障がい者の定義を見直し、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」として、発達障がいや難病等に起因する障がいが含まれることを明確化しています。
- 障がいは多様化しており、身体障がい、知的障がい及び精神障がいに加え、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がいなどの発達障がい、難病、高次脳機能障がいその他様々な障がいの特性に配慮した支援が必要となっています。

施策の方向

障がいが多様化していることを踏まえた実態把握に努め、必要な支援方法を検討します。

具体的施策

(1) 発達障害支援道北地域センターとの連携

発達障がい児（者）への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関である発達障害者支援道北地域センターと連携し、発達障がい児（者）とその家族が豊かな地域生活を送れるよう、さまざまな相談に応じ、指導と助言を行っていきます。

(2) 難病相談事業等の推進

難病患者やその家族に対する相談や訪問、患者会への支援等を通して、難病患者の療養生活の支援を推進します。

(3) 高次脳機能障がいについての啓発の推進

高次脳機能障がいについての市民理解の促進を図るため、家族会と連携して啓発活動を推進します。また、高次脳機能障がいのある人の日中活動の場の在り方について、調査・研究を行います。

(4) 各種研修会・講習会等への支援

発達障がいや難病等、高次脳機能障がいのある人等で構成する団体が主催する各種研修会・講習会等への参加を広く市民に働きかけ、障がいについての理解の促進に努めます。

4 生活安定施策の推進

現状と課題

- 障害者アンケート調査で充実してほしい障がい者施策として最も多いのが、身体、知的及び精神に障がいのある人ともに「障害のある方の各種手当の充実，医療費の軽減」となっています。ノーマライゼーションの理念を実現し、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるようには、経済的な基盤の確立が不可欠であり、年金や手当等の給付制度，雇用や就労を促進する施策，経済的負担の軽減に係る各種制度等の充実を図ることが求められています。

充実してほしい障がい者施策

(単位：%，複数回答)

	第1位	第2位	第3位	第4位
身体障がい者	障がいのある方の各種手当の充実，医療費の軽減 (36.0)	除雪対策の充実 (30.8)	在宅福祉サービスの充実 (20.6)	福祉教育や広報活動の充実 (16.9)
知的障がい者	障がいのある方の各種手当の充実，医療費の軽減 (31.3)	入所施設の整備 (24.5)	福祉教育や広報活動の充実 (21.4)	一般企業における障がいのある方の雇用の促進 (20.3)
精神障がい者	障がいのある方の各種手当の充実，医療費の軽減 (36.7)	福祉教育や広報活動の充実 (25.5)	一般企業における障がいのある方の雇用の促進 (23.4)	・障がいのある方向け公営住宅の拡充 ・除雪対策の充実 (17.8)

資料：第3次旭川市障害者計画の策定に関する障害者アンケート調査

施策の方向

障がいのある人の経済的自立を支援するため、雇用や就労に関する施策を推進するとともに、社会保障制度等の利用の促進を図ります。

具体的施策

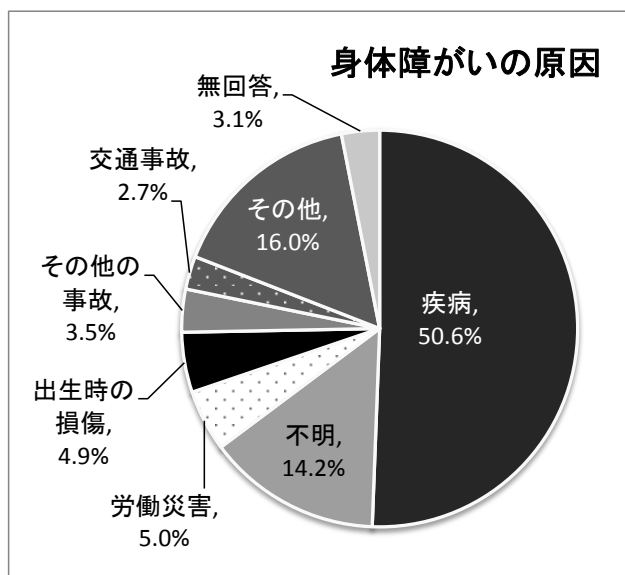
- (1) 本市における障がいのある人の雇用の推進
障がいのある人の能力や適性に応じた雇用の場の確保に努めます。
- (2) 各種制度の利用の促進
各種年金や手当の支給，医療費の助成等について，市のホームページや「障害者福祉の手引」等に掲載し利用の促進を図ります。
- (3) 公共交通機関の運賃割引の要望
精神障害者保健福祉手帳所持者に対する公共交通機関の運賃割引について，身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者と同等に適用されるよう，関係団体と連携し引き続き要望していきます。
- (4) 市有施設利用料金減免の継続
身体障害者手帳，療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持している人が市有施設を利用する際の利用料金を引き続き減免します。
- (5) 国への所得保障の要望
障がいのある人の所得保障は国の責務である，との視点に立ち，必要に応じて国に要望します。

II 保健・医療

1 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

現状と課題

- 身体障害者アンケート調査で身体障がいとなった原因は「疾病」が最も多く、50.6%となっています。「労働災害」は5.0%、「出生時の損傷」は、4.9%となっています。



資料：第3次旭川市障害者計画の策定に関する障害者アンケート調査

- 本市では、障がいの予防や早期発見のため、妊婦に対する健康診査、先天性代謝異常等の検査や乳幼児健康診査などの母子保健事業を行っています。健康診査は、早期発見による疾病等の発生予防、疾病や異常の早期発見の機会として重要であり、必要に応じて保健指導や早期治療に結びつける機会です。
- 学校においては、就学時や毎学年定期的に児童生徒の健康診断を行っており、早期発見や早期治療に努めています。
- 市民の健康寿命を延ばし、生活の質の向上を図るため、市民自らの意思で食生活や運動、喫煙等の生活習慣を見直し、積極的に健康を増進して疾病の発症を予防する「一次予防」に重点を置いた対策が必要です。

施策の方向

障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見の推進を図り、出生から高齢期に至る健康の保持・増進等のため、健康診査等の各種施策を推進します。

具体的施策

(1) 障がいの早期発見

障がいの原因となる疾病等を予防するための妊産婦や新生児・未熟児に対する相談指導，発育の遅れを可能な限り早期に発見するための乳幼児健康診査等，母子保健法に基づく保健事業を推進します。障がいの疑いが見られる乳幼児について，医療機関への受診勧奨を行うとともに，必要に応じて療育機関への移行を助言します。

(2) 子育て支援の推進

子育て家庭への相談，情報提供等を通し，障がいのある乳幼児の保護者の不安軽減等を図ります。

(3) 壮年期の予防対策の充実

壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防・早期発見のため，健康診査や健康相談，健康教育などを推進します。

2 保健・医療の充実等

現状と課題

- 保健・医療サービスは，障がいによる機能低下の軽減，二次障がいの予防，健康の増進，社会復帰のためのリハビリテーション等，障がいのある人の自立を支援するために重要な意義があり，適切なサービスが受けられるよう，必要に応じて医療費等の公費負担制度による支援を図ることが重要です。また，障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進行する中，福祉サービスの提供とともに，保健・医療サービスの提供が一体となって障がいのある人の生活の質の向上を図ることが不可欠です。
- 難病を有する人に対しては，国や北海道で指定した希少難病について，医療費の一部又は全部を国と北海道で助成しています。また，本市においては特定医療費（指定難病）等の支給申請受付業務や難病相談，家庭訪問活動，患者会への支援等を実施していますが，今後とも難病を有する人の自立と社会参加を促進し，地域において安心して生活できるよう支援を行っていくことが重要です。

施策の方向

障がいの早期発見及び障がいに対する医療の提供により，障がいの軽減並びに重度化・重複化，二次障がい及び合併症の防止を図るとともに，障がいのある人

に対応した適切な保健サービスを提供します。

具体的施策

(1) 成人保健事業等の推進

壮年期からの障がいの予防又は軽減等を図るための一環として、健康相談や健康教育、健康診査などの保健事業を推進し、疾病予防、健康増進を図ります。

(2) 医療費の給付等の推進

医療が必要な障がいのある人が安心して適切な治療を受けることができるよう、公費による医療費の給付等を推進します。

(3) 歯科保健・医療の推進

障がいのある人が適切な歯科医療や歯科保健指導が受けられるよう、受診可能な歯科医療機関の情報提供などに取り組み、かかりつけ歯科医の活用について普及を図ります。

また、通院が困難な人への在宅歯科医療や障がい者歯科診療を推進し、障がいのある人の歯の健康づくりを支援します。

(4) 受診しやすい環境の整備

コミュニケーションをとることが不得手な障がいのある人が受診の際に円滑に診療を受けられる方策について検討します。

また、聴覚障がいのある人が受診時にコミュニケーションを円滑にとることができるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

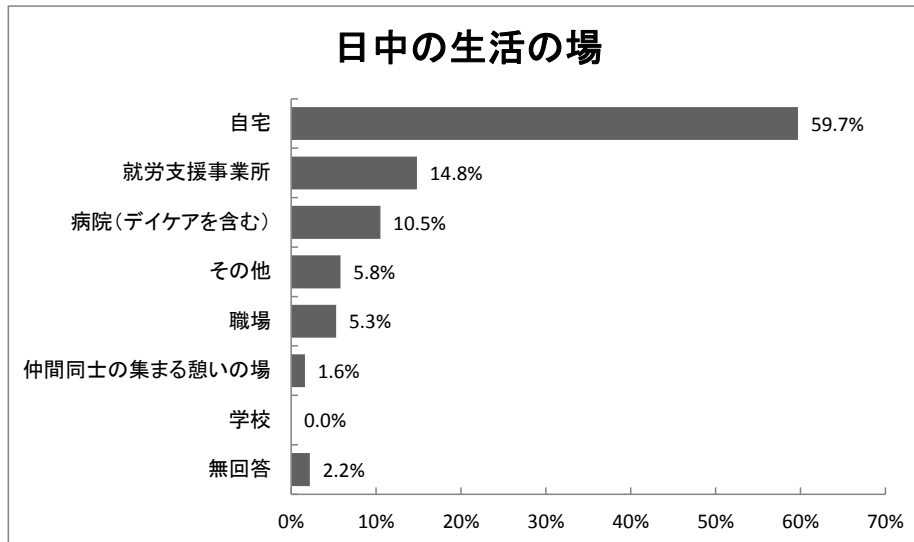
(5) 難病を有する人への保健・医療の充実

難病を有する人が地域で安心して生活できるよう、難病相談支援事業を通じ、医療機関や関係団体との連携を強化し、在宅の難病患者に対するきめ細やかな療養支援を推進します。

3 精神保健・医療の提供等

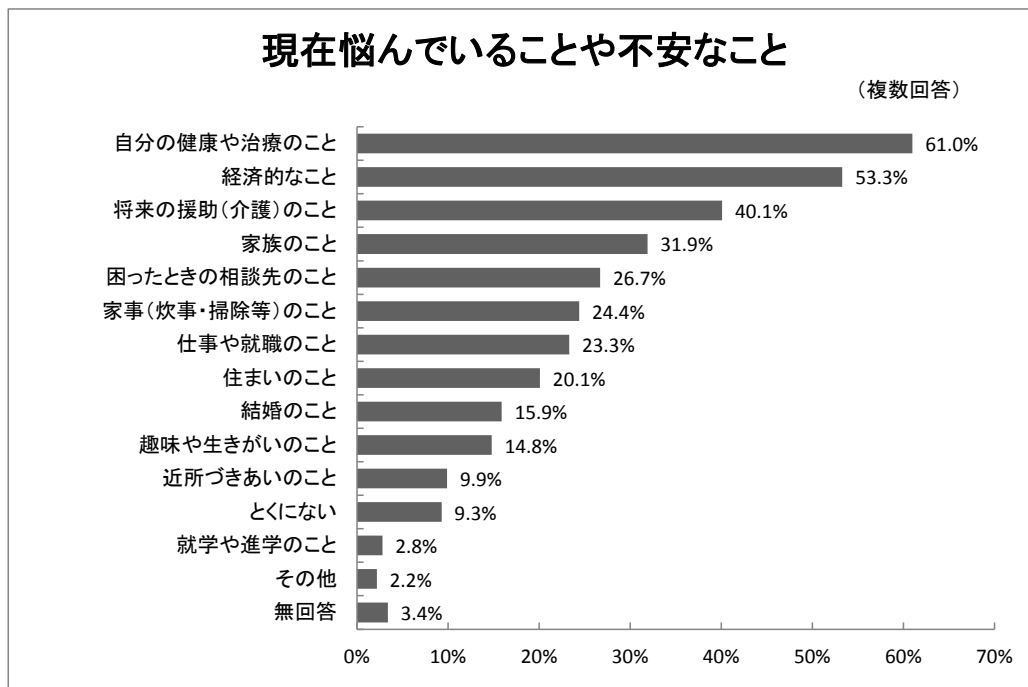
現状と課題

- 精神障害者アンケート調査において、「日中の生活の場」は、「自宅」が最も多く 59.7%、次いで「就労支援事業所」14.8%、「病院（デイケアを含む）」10.5%の順となっており、「職場」は5.3%となっています。



資料：第3次旭川市障害者計画の策定に関する障害者アンケート調査

- 同アンケート調査において、「現在悩んでいることや不安なこと」は、「自分の健康や治療のこと」が最も多く61.0%、次いで「経済的なこと」53.3%、「将来の援助（介護）のこと」40.1%の順となっています。自宅で病気や経済的なことで悩みながら生活している精神障がいのある人が数多くいることから、保健・医療・福祉等の関係機関の連携が必要です。



資料：第3次旭川市障害者計画の策定に関する障害者アンケート調査

施策の方向

精神障がいのある人に対する保健・医療・福祉施策及び市民の心の健康づくりを一層推進します。

具体的施策

(1) 精神障がいや精神障がいのある人に対する正しい理解の促進

精神疾患は誰でもかかる可能性のある疾患であり、適切な治療により症状の安定や消失、治癒が可能であることを啓発するとともに、精神障がいや精神障がいのある人に対する正しい理解の促進を図ることが必要です。そのため、障害者週間記念事業、講演会などあらゆる機会を通じて、普及啓発に努めます。

(2) 心の健康対策の充実

複雑多様化した現代社会において、過度のストレスから心や身体の健康を害する人、うつ、ストレス疾患等の心の健康を害した人に対するケアとして、保健や医療等についての相談支援体制の一層の充実を図ります。

(3) 日中活動の場の充実

ひきこもりがちな精神障がいのある人に地域に出向いてもらうため、障害福祉サービス事業所や地域活動支援センターの利用を図り、自立と社会参加の促進を図ります。

(4) 公共交通機関の運賃割引の要望（再掲）

精神障害者保健福祉手帳所持者に対する公共交通機関の運賃割引について、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者と同等に適用されるよう、関係団体と連携し引き続き要望していきます。

(5) 関係部局の連携強化

精神障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、保健、医療、福祉等を所管している部局や関係機関の一層の連携強化を図るとともに、関連する施策について総合的に取り組みます。